報道各位

新潟市環境対策課新潟市保健所環境衛生課

江南区亀田新明町5丁目地内における土壌汚染について(お知らせ)

江南区亀田新明町5丁目地内の事業場跡地で、土地の所有者が実施した土壌の自主調査の結果、有害物質であるベンゼンが基準値を超えて検出された旨、令和元年5月22日付けで新潟市環境対策課に届出がありました。

調査結果の概要及び対応は次のとおりです。

記

1 概 要

- (1)調査地点:江南区亀田新明町5丁目地内の事業場跡地
- (2) 試料採取日: 平成31年4月22日
- (3) 基準值超過状況
 - ○土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
ベンゼン	0.058 mg/L	0.01 mg/L以下

2 対 応

- 周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。
- ・ 地下水を飲用している方がいる場合には、飲用しないよう指導します。

(参考)

○ 土壌溶出量基準

地下水等経由の摂取リスク(土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスク)を考慮した基準。

- ベンゼン
 - ・健康への影響:発ガン性があり、白血球及びリンパ球を減少させるといわれている。
 - ・用 途:合成樹脂、染料、農薬、消毒剤の原料等。ガソリン等にも含まれている。

本件についてのお問い合わせ先

【全般について】

新潟市環境対策課水質係

(直通) 025-226-1371

【飲用井戸関係について】

新潟市保健所環境衛生課環境衛生係

(直通) 025-212-8266